

中国農村改革と人民公社の終結

杉野明夫

1 有効な管理制度

中国農村に人民公社が誕生したのは、1958年夏であった。人民公社は生まれた当初、共産主義はそう遠くないとの性急な判断に立ち、人民公社の全体で勝手に生産手段や物資を流用し労働力を徴用した。そののち、一度ならず整頓を経て「三級所有制、生産隊を基礎とする」制度を確立し、これですぐ長く長い生命力をもつかに見えた。

この人民公社は、文化大革命の終結後に展開された農村改革の進展のなかで、つぎつぎと生産責任制のいっそう徹底した形態をとり、ついに解体をとげ、人民公社制度は歴史的役割を終えて終結する。中国農村に生まれ20余年間存在しつづけた人民公社については、声調高くその意義・役割が多数の人びとから論ぜられてきた。農村人民公社制度が終結し、憲法上からも農村人民公社の名称が消えた現在、涙をぬぐいその顛末^{てんまつ}を跡づける者があって然るべきであろう。

〔1993年3月、第8期全国人民代表大会第1次会議で採択された《中華人民共和國憲法》は次のようである。憲法第8条第1項の「農村人民公社、農業生産協同組合、その他生産、購買・販売、信用、消費など各種形態の協同組合経済は、勤労大衆による社会主義的集団所有制経済である。農村の集団経済組織に参加する勤労者は、法律の規定する範囲内で、自留地、自留山、家庭副業を営み、自家用家畜を飼育する権利を有する」を、「農家生産高連動請負制」〈家庭聯産承包〉を主とする責任制および生産、購買・販売、信用、消費など各種形態の協同組合経済は、勤労大衆による社会主義的集団所有制経済である。農村の集団経済組織に参加する勤労者は、法律の規定する範囲内で、自留地、自留山、家庭副業を営み、自家用家畜を飼育する権利を有する」に改める。〕

(1) 中国農村の人民公社化は、周知のように先行する互助協同化につづいて出現したが、両者の間には継承し連続している側面と非連続の側面がある。互助協同化は、初級形態である互助組も、臨時的または季節的互助組から経常的互助組にと順を追い、互助協同化の全体としても互助組、初級農業生産協同組合、高級農業生産協同組合と、参加する農民の意識変化と経済発展ともなって順次に移行する、という方針ですすめられた。農業生産の互助協同化は、しかし1955年夏から急激な発展を示し、同年末から1956年初にかけて高級農業生産協同組合が急速に設立されていく。

農業協同化のあわただしい達成は、一連の問題をもたらしたが、ここで重要な点は、農業生産協同組合に、またのちの人民公社に、参加した農民の労働と責任を十分に発揮させる、有効な管理制度をうちたてて定着させられなかったことである。

しかしながら、たとえば《高級農業生産協同組合模範定款》には、協同組合の管理制度が規定されていた。……農業生産協同組合の労働の基本組織として、生産隊は隊員、役畜、農具、土地を固定して経営する。農業生産協同組合は、生産量の請負〔包産〕、責任額の超過達成にたいする報奨〔超産奨励〕を実行することができる、など。農業生産協同組合の内部では、生産隊または作業班にたいして、部分的な作業の請負〔包工〕、生産量の請負〔包産〕の形態で請負制を実行していた。さらに、各農家ごとに生産量を請負う各戸生産請負制〔包産到戸〕が、1956年に一部で現われ、とくに自然災害を受けた地域を中心に、よい効果をあげていた。

しかし、早くも1957年秋、この有効な管理制度のうち〔包産到戸〕は、「富裕中農の単独経営を復活させようとする」活動だ、「党内の右翼日和見主義分子が農村で資本主義を復活しよう」とたくらむ綱領だ、と批判された。こののち、1958年に人民公社が生まれ、農村を支配した20余年間、とくに各戸生産請負制が激しい批判を受けて潰されたのを始め、生産量に連動する生産責任制はほとんど進展しなかった。

(2) 農業の互助協同化は、農民の自覚の向上にともなって段どりを追って普及し昇級する初期の段階をへて、1955年夏から急激な展開をみる。この転換をもたらした契機は、毛沢東の「農業協同化の問題について」（1955年7月31日）報告が、共産党内の保守的・漸進的傾向を批判したことによると、一般にみなされることが多い。しかし、1955年当時には、食糧の統一買付を改善し食糧事情を好転させなければならない必要性が背後にあったことを見逃すわけにはいかない。

陳雲による食糧の統一買付・統一販売についての発言（1955年7月21日）が、これを示している。「土地改革のあと、食糧の生産量は増えたが、農民の消費量も増え、余った食糧を売り急がなくなったので、商品化率はかえって低下した……。米穀商その他の商人が食糧を買いだめするし、余った食糧のある農民も値が上がるまで売らなくなる」。

このため1953年12月から、食糧の統一買付、統一販売制度が実施されたのであるが、全国の当時1億1000万の農家を農業生産協同組合に組織したあかつきには、「食糧生産量は大幅に増え、組合にたいする統一買付・統一販売の工作もずっとやりやすく、ずっと合理的になる」。しかし、「いまのところ、農業生産協同組合はわずか65万社で、それに参加している農家も1700万戸前後である。第1次5カ年計画によって、1957年までに協同化する農家は農家総数の3分の1を占めるにすぎない。こんなにも多くの個人経営農家があるのだから、食糧の統一買付・統一販売は困難にぶつかる」。

他方、毛沢東の報告は、全国の農村に協同化の高まりが、おとずれているのに、一部の同志がてん足をした女のように、よろよろ歩きながら、はやすぎる、はやすぎる、とこぼしている、と述べて協同化の加速を呼びかけた。報告は、農業協同化の高まりを起し、加速化の契機となった。しかし、この頃から協同化の工作が粗暴になり、急ぎすぎ、形態が画一化に偏する傾向を生んだ。もともと1953年から3つの5カ年計画、すなわち15年かけて達成するはずの農業協同化は、(1956年ころに)4年くらいの期間で達成してしまった。このことは毛沢東を始めとして共産党の

主流に大きな自信を与え頭脳をあつくさせた。

毛沢東報告は、農民の状態や意向に留意し、農業生産の状況を正しく把握するよう呼びかけてはいたが、このたびの協同化運動の加速は、農民の意向にそむき、農村の実際と離れた急進的な工作方法を生んだ。このため、農民の一部に役畜を売ったり殺したり、また協同組合からの離脱、「退社」を要求する農家が出現したりした。高級農業生産協同組合が設立されて間もなく、一部の地方に「馬を引いて退社する」風潮があらわれた。これは実際には、“左”傾的急進主義への一種の抵抗を意味したのだが、「右傾日和見主義」と批判されてしまった。こうして、しだいに「左になろうとも決して右にはなるな」という風潮ができてしまった。

協同化運動における急進主義が未だ矯正されないうちに、人民公社が生まれ1958年の数カ月で全国に人民公社が普遍的に設立される、という急速な人民公社化運動が起きた。

成立したばかりの人民公社は、もとの高級農業生産協同組合、初級農業生産協同組合にそれぞれ相当する生産大隊、生産隊の間の格差を認めず、それぞれに属する物資や労働力が調達され動員され、人民公社の全体で統一的に生産を按配し、統一的に分配をした。協同化運動にあらわれた急進主義は、いっそう大規模に初期の人民公社化運動で再生産されることになった。こうして初期の人民公社においては、協同化の初期に行われた有効な農業生産責任制が採用され実施されることは少なかった。中国の国民経済は、急進的な「大躍進」と右翼的偏向反対の風潮のなかで性急な粗暴な工作方法が採られ、さらに大規模な自然災害とソ連政府の背信的な経済技術援助の契約破棄（1960年）も加わって、国民経済は1959年から連続3年間ひどい困難に見まわれ、人民は大きな損害をこうむった。食糧生産を見ると、1957年の1億9500万t、1958年の2億tから1960年の1億4350万t、1961年の1億4750万tへと激減し、1957年の水準にまで回復したのは1965年だった。

党と政府は、経済の再建のため、農業を第1位におき、一連の調整政策をとった。人民公社では、公共食堂（メシを食うのが無料になった、と宣伝されていた）を整理し、社員農民の自留地、家庭副業、農村の集市（いち）を回復した。また人民公社の公社、生産大隊、生産隊のうち、公社から生産大隊（もとの高級農業生産協同組合）へ、生産手段の所有と経済計算の基礎単位を下ろした（1960年）。

さらに生産隊（もとの初級農業生産協同組合に相当）へ、生産手段の所有と経済計算の基礎単位を下ろし、「三級所有制、生産隊を基礎とする」制度を確認した（1962年）。

この1962年ころに有名な鄧小平「白猫黒猫論」があらわれている。「劉伯承同志は、黄色い猫でも黒い猫でも、ねずみを捕りさえすれば良い猫なのだ、と四川省のこたわぎをよく口にする。これは戦闘について言っている。われわれが蔣介石を破ることができたのは、古い枠にとらわれず、古いやり方にこだわらず、すべて状況を見て戦い、勝つことをとにかく問題にしたからである。いま農業生産を回復させるのにも、状況を見てやるべきで、生産関係についてすべて一定不変の形態をとるのでなく、大衆の積極性が発揮できる形態をとるとのことだ」（「どのようにして農業生産を回復させるべきか」1962年7月、鄧小平文選第一巻）鄧小平の発言では、当時、公社所有制を実行するところ、生産大隊を経済計算の単位とするところ、比較的多いのが生産隊を基本的な経済計算の単位とするところ、と分かれていた。そして、生産隊を基本的な経済計算の単位とする、いくつかの地域で、〔包産到戸〕、〔責任到田〕、〔五統一〕等を実施する、という新しい状

況が現われている。各種の形態の〔包産到戸〕は、おそらく20%にすぎないが、一大問題だ、と彼は指摘している。

〔五統一〕とは、60年代初期に一部地域であられた生産管理の一形態である。主要な内容は次のとおり。生産手段は集団的所有制で、労働力、耕牛は統一的に配備され、生産は統一計画のもとに按配され、肥料は統一的に使用され、作物は統一的に収穫され、統一的に分配される。この前提のもとに、主要農作業は集団で操作されるが、一般に農作業は個人が責任を負う。鄧小平は、各戸生産請負制についてこのように半ば肯定的に発言していた。ところが、1962年7月下旬から8月下旬にかけて、中共中央は北戴河に工作会議を召集し、（鄧小平文選の注によれば）会議の間に、毛沢東は一部の地域に当時あらわれた、生産力の発展水準に適合した〔包産到戸〕などの生産責任制にたいし、誤まった批判をくだし否定した。

なお、鄧小平の面目が躍如たる言葉として「白猫黒猫論」が広く伝わったが、もともと「黄猫黒猫論」であったことが、これで明らかになる。鄧小平は劉伯承將軍の政治委員として第二次国共内戦をともに戦った同志である。

各戸生産請負制は、協同組合が初級から高級の形態に移行した1956年時点に、江蘇省塩城地区、四川省江津地区、広東省中山県などにあらわれた。かなり大規模なのは、浙江省温州地区で、1957年に各戸生産請負制を実行した農業生産協同組合は約1,000社あり、加入農家は17.8万戸で全地区の協同組合の加入農家総数の15%を占めていた。

各戸生産請負制は、1957年の反右派闘争いらいしばしば批判を受け、人民公社化以後、とくに文化大革命（1966～76年）の時期に、〔三自一包〕（自留地・自由市場・独立採算の自主経営企業・各戸生産請負制）というように一括してきびしい非難を受け、とりわけ「単独経営を鼓吹して人民公社制度を台なしにするもの」あるいは「社会主義にたいする逆もどり」だとみなされた。

2 改革・開放への転換

(1) 1976年10月、威勢をふるっていた「四人組」が逮捕され、10年間の文化大革命が終結した。中国の経済建設には新しい転機がおとずれ、農村と農業の発展も新たな時期に入った。動乱の10年間に、林彪、「四人組」の妨害、破壊および全局的な“左”よりの傾向によって、経済はきわめて大きな破壊を受けた。しかし、全国人民の不断の努力によって、国民経済の一部の分野で、なおも進展をおさめることができた。

文化大革命の期間中に、食糧生産は比較的安定した成長をつづけた。柳隨年・吳敢年編集の経済史は、次のように指摘する。——この10年間に、農業生産の条件はある程度改善され、過去に建設された多くの水利施設がいちだんと整備され、その威力を発揮した。とくに農業の近代的装備の水準がかなり向上した。1976年、トラクターとハンドトラクターの生産量は7万3700台、24万台に達し、1956年の6.7倍、66倍に増えた。全国の3分の1の耕地で機械化耕作が実現した。1976年、農村の排水・灌漑動力機械の保有数は1965年の5.9倍となり、動力灌漑面積は灌漑総面積の53.9%を占め、1965年の2倍余りに増えた。1976年の農業用化学肥料使用量は524万4000 tで、1965年の3倍となり、ヘクタール当りの化学肥料使用量は58.5 kgで、1965年の3.1倍に増

えた。このほか、農業用電力使用量はヘクタール当たり205.5 kWhで、1965年の5.7倍、農村のトラック保有数は4.8万台で1965年の4.3倍となった。

上述のような比較的有利な条件があったため、10年間の農業の平均伸び率はなおも2.9%に達した。食糧生産は安定した伸びを示し、1976年には2億8630万tに達し、1965年より9180万t増えた。人口の急速な増加という当時の状況のもとでも、1人当たり食糧生産量は272 kgから305 kgに増えた。その他の農作物の総生産量もある程度伸びた（ここに示された、文化大革命期の10年間における食糧生産の安定した成長率は、現代中国の農業生産のなかで随分高いものである。考慮に値する研究課題である）。

文化大革命の終結から改革・開放政策が打ち出される第11期3中総会までの1977～78年の2年に、農民の積極的な努力により、77年は前年比1.7%、78年は前年比1.5%と、農業総生産額は増大した。この2年は、いわば華国鋒の時代で、長期に支配的であった“左”傾思想を指導思想のうで根本から改められず、文化大革命期にもたらされた国民経済の比例関係の失調、農民の疲弊を考慮していなかった。さらに文化大革命期にこうむった経済破壊から立ち直り現代化建設を早急に実現したい、という功のあせりすぎから新たな性急な冒険主義があらわれた。

のちに“洋躍進”として非難される性急な過大な経済建設の新規計画のなかで、1977年に「1980年までに全国で基本的に農業機械化を実現する」ことが求められた。同年2月の《国民経済発展10年（1976～85年）規画要綱》には、他の分野の過大な目標とともに、1985年の食糧生産量を4億tにする、と規定した（1977年の実生産量は2億8275万t、のち改革・開放路線のもとで1984年になってはじめて4億tをこえた）。

華国鋒時代を象徴する事象をあげておこう。

1977年11月には「大寨型の県を普及する全国工作座談会」が開かれ、農業の発展テンポを高めることが求められたが、「大寨型の県」を1980年に全国の3分の1にする、同年の食糧生産の目標を3億5000万tに定め、今後3年毎年7%づつ増加する、という過大な発展テンポをとまうものであった。また人民公社の「三級所有制、生産隊を基礎とする」制度は、大多数の地区では適応しているが、基本計算単位を生産隊から生産大隊に移行するのが前進の方向だ、と指摘された。（「三級所有制、生産隊を基礎とする」制度は、末端の生産隊がほぼもとの自然村でもあって、人民公社の安定した制度として定着しつつあった。文化大革命期10年間のかなり高い食糧生産は、これと無関係ではあるまい。ただ、「三級所有制、生産隊を基礎とする」制度はその成立の経過から、一部の幹部に、「条件」がととのえば「三級所有制、生産大隊を基礎とする」さらには「三級所有制、公社を基礎とする」にと昇級する意欲をかきたて、これが「前進の方向だ」と錯覚させたものと思われる。すぐのちの第11期3中総会では、文化大革命期にしばしば干渉された経験から、生産隊の自主権尊重が強調されたのであるが、「三級所有制、生産隊を基礎とする」制度は過渡的存在の意味をもつ、すなわち生産大隊あるいは公社を基礎とする昇級の意見も出しうる、不可侵の鞏固ではない構造として理解され、解体させる対象となった、と理解される）。

このような急進主義の再来は、文化大革命期の経済破綻から回復してきたばかりの農村に苦痛をもたらし、とくに自然災害をこうむった農民は、生産責任のさまざまな形態を探りもどめ、農村改革をひそかに進行させた。

早くも1977年、安徽省固鎮県の曹老公社のある生産隊では、穀物ではない作物について限定し

- ・ 各戸生産請負制〔包産到戸〕を実行した。1978年春には来安県煙陳公社のある生産隊では、作業班への生産量の請負い〔包産到組〕を実行し、同年にはさらに全椒、蕪湖などの1,200余の生産隊にさまざまな請負制が出現した。まさに広汎な農民こそ農村改革の原動力である。しかし農業家庭を単位とし生産量に連動する請負制〔家庭聯産承包制〕を中心内容とする農村改革は、〔包産到戸〕が、中共第11期3中総会——改革・開放政策への大転換を提起した——においても認められなかったように、曲折をへたのち、はじめて全面的普及の時期をむかえることになる。

(2) 1978年12月の中国共産党第11期3中総会は、文化大革命期とそれ以前からの“左”よりの誤りを是正し、全党の活動の重点を社会主義の現代化建設に移すという政策をうちだした。

総会は、農業問題を掘りさげて討議し、「農業発展を速める若干の問題についての中共中央の決定（草案）」と「農村人民公社工作条例（試案）」を各省・市・自治区に配布して討議・試行させることにした。総会は、農業をできるだけ速く発展させることに主な精力をそそがねばならず、そのためには数億の農民の社会主義的積極性を引きだし、経済面から彼らの物質的利益を十分に配慮し、政治面から彼らの民主的権利を確実に保証しなければならない、と考えた。

総会は、当面の農業生産を発展させる一連の政策的措置をうち出した。今、これを大きく分類すれば次の3点になる。①文化大革命期に時には干渉された、人民公社、生産大隊、生産隊——とくに生産隊が重要であろう——の所有権を法律で確実に保護することである。とくに生産隊の労働力、資金、生産物、物資を無償で転用・占有することを許さない。人民公社では労働におおじた分配の原則を堅持し、均等主義（恵平等の平均主義）を克服する。人民公社の各級組織は、民主的管理、幹部の達挙、帳簿公開を実行する。要するに、総会では、人民公社の整頓過程で得られた「三級所有制、生産隊を基礎とする」制度の実行・安定化を中心にした諸制度・措置を堅持しようとした。

②食糧など重要農産物の過当買付や低価格買付が農民に不満と不安をもたらしていたことを改める。工農業生産物交換の価格差を縮小する。1979年の夏季取入れの食糧の出荷時から食糧の統一買付価格を20%引きあげ、超過供出分はさらに50%増とすることなどである。

③農業生産責任制という本稿の主要テーマについてであるが、これは「農業発展を速める若干の若干の問題についての中共中央の決定（草案）」や「人民公社工作条例（試案）」で言及され、次項に詳述する。ここには、〔包産到戸〕は許さない、など明記されるが、当時の中国共産党は、人民公社の整頓過程で確立した「三級所有制、生産隊を基礎とする」を中心にする諸制度、措置を堅持する、という姿勢で一致していたものと見られる。

第11期3中総会以降もしばらくは、党内の一部の幹部（というより当時の中国共産党）は、生産量に連動する請負〔聯産承包〕、とくに〔包産到戸〕は耕地を分けて単独経営にする〔分田単幹〕と同じだ、として許さなかったり、まして〔包産到戸〕よりいっそう徹底した各戸経営請負制〔包乾到戸〕に対しては抵抗が大きかった。農業生産責任制の徹底化は、最初はきわめて緩慢に、のちは一瀉千里の勢いで進行する。自然災害を受けた農民の苦難からの脱出として選択された〔包産到戸〕などの農業生産責任制、農民の困窮を熟知した末端幹部の決断、中間幹部から中央の幹部にいたる同調や動揺、実験的に進められた地方の試行成果を実績にもとづいて追認していく——これこそ毛沢東が唱えだし鄧小平が改革・開放政策の基本方針にすえた〈实事求是〉であ

る——中央の意志決定。このような動向は、保守派と改革派の色別け、あるいはプロレタリア独裁をとる共産党の一方独裁ですべてを評価したがる評論家やジャーナリズムをはるかに超えたものとして尽きない興味を覚える。

3 農業生産責任制の諸形態と推移

各戸生産請負制〔包産到戸〕などの農業生産責任制に言及してきたので、その諸形態と推移を不十分ながら記す。（「現代中国経済事典」東洋経済新報社、1982など参照）

農業生産責任制は、中国各地の農民がそれぞれの時と場所で必要に応じて造りだしたと思われ、具体的形態は多く、また同じ内容のものを違った名称で呼ぶこともあるようだ。大きく分類すれば、一つは、一定の作業を請負うが、生産量に連動・リンクしない生産責任制で〔包工制〕と称するものであり、今一つは生産量に連動・リンクする責任制であり、この二つに分類できる。まず前者から記す。

人民公社の生産隊は、耕起、草とり、田植えなどの農作業を難易度および達成度にしたがって、それぞれ作業ノルマ〔労働定額〕を定める。農民は、一定の作業を請負い、作業の質と時間にもとづく要求にかなって作業ノルマを果たすと、定められたノルマにおうじた労働点数〔工分〕が得られる。請負うのが、生産隊のなかの作業班か、個人（労働力）かで、〔包工到組〕、〔包工到戸〕、〔包工到労〕となる。〔包工制〕は、農業生産合作社の時期に生まれ人民公社制度の時期にも引きつがれた。生産隊は、生産計画からくる必要性と、それぞれの農作業の難易度にもとづいて、合理的な労働ノルマを策定し、それに必要とされる労働の質と時間を規定して、一定の作業をグループ、または個別の農家、個別の農民に請負わせる。

請負作業が完了すると、生産隊が作業結果を量、質、時間の面から検査し、要求に適合していれば、請負契約にもとづいて労働点数が記帳される。もし質の面から要求に適合していない場合には、再作業を命じたり、あるいは時間内に作業を完成させなかったことによって生産量に影響を与えた場合は、状況におうじて労働点数が減点されることになる。

今一つの種類は、生産量に連動・リンクする生産責任制であり、〔包産制〕とも呼ばれる。すなわち、請負いの責任をもつ者が、生産の最終成果である生産量にたいして責任をもち、生産量にもとづいて報酬が計算される。これには〔專業承包・聯産計酬〕、〔包産到戸〕、〔包乾到戸〕などがある。生産量に連動させた生産責任制は、（公社員）農民の経済的利益と労働の最終成果とを密接に連動させるので、その経済効果は、生産量に連動させない責任制よりすぐれている。

〔包工制〕のばあい、農民は生産隊長の指揮により集団で作業をし、一日の一定作業につき8点とか10点とかの労働点数を得る。一年の収穫が終って、生産隊では年間に取得した労働点数におうじて収入を各農民に分配する。

ちなみに、1959～61年の困難な時期に、前後して〔包工到戸〕、〔包産到戸〕、〔三包一獎制度〕（包工、包産、包成本〈コスト〉、生産超過部分には奨励を、未達成部分には賠償）が出現し、〔小段包工〕（田植え、草とり、稲刈りなど一定作業の請負い）と〔定額計酬〕（一定のノルマを達成すると規定の労働点数が得られる）が、かなり普及していた。これらの農業生産責任制は、農業生産の回復・発展

に積極的役割を果たした。しかし〔包産到戸〕は間もなく否定され、「小段包工」、〔定額計酬〕も文化大革命前後に否定されてしまった、という。

さて中共第11期3中総会の、農業問題についての決定（草案）では、「作業班による作業請負〔包工到組〕を認めるだけで〔包産到戸〕を認めない」とした。この総会以降、かつての協同化の時期や3年間の困難期に行われた生産責任制を回復したが、比較的普及したのが〔小段包工〕と〔定額計酬〕で、まず生産量に連動しない生産責任制が回復されたわけである。

このようなノルマ請負制は、人民公社時期の「蜂のように群がって仕事をやる」や「大勢のものが固まって作業する」に比べ大変な進歩で公社農民の労働意欲を一定程度発揮させた。しかし、請負うノルマは、農業生産中の単項目の農作業によって決め、報酬も労働点数を計算の標準にするので、公社員の労働の量と質が農業生産の最終的成果と直接に結びつかない（年間の労働点数の1点当りは、豊作か不作かによって、また総生産物のうちの蓄積分と分配分の比率によって異なるから）。したがって、これらの方法は、公社員の農業生産にたいする責任感や熱意を発揮させにくく、集団で号令（または合図）一下で出勤しても力を出さず、労働の量だけ気かけ労働の質をかまわない傾向が生まれ易い、という欠点があった（次に、生産量に連動する生産責任制の代表的なものに簡単な説明を加える）。

(1) 〔專業承包・聯産計酬〕。

これは専門的分業についての責任制でもあるし、生産量の責任制でもある。生産隊の統一経営という条件のもとで、労働力の特徴にもとづいて専門的分業を行ない、能力の大小におうじて耕地を分けて請負う。各業の生産請負は、專業班、專業工、專業戸というように請負い、生産成果にもとづいて労働報酬を計算する。計算の方式は、あるものは生産量の請負で計算し、あるものは完成した生産額（あるいは純収入、利潤）にもとづいて計算する。生産量請負の部分は、生産隊による統一分配が行われ、超過生産ならば奨励を、減産ならば賠償を受ける。

(2) 〔統一経営・聯産到組（あるいは到労）〕

生産隊の統一経営という条件のもとに、長所がそれぞれ異なる労働力を相異なる作業班に分け、そのち耕地、農具、各作物の播種面積、生産量請負指標、肥料、種子などを班に分配する。生産隊は作業班に、作業を決め、生産量を決め、コストを決め、奨励・賠償の方法を規定する。最後に、各班の生産成果にもとづいて報酬を計算し、生産隊によって統一的に計算分配する。

このような生産責任制は、集団経営の統一経営、分業による協業の優越性を発揮し、集団経済の安定に有効である。また、作業班の物質的利益と生産成果を直接に結びつけるので、作業班の公社員（農民）の積極性を発揮させるのに有効である。しかしながら、それは〔統一経営・聯産到組〕の形態が、勤労者個人の物質的利益と労働成果が直接に結びついているのには及ばない。故に、後者に速やかにとって替えられた。

〔統一経営・聯産到組〕

この具体的方式は、生産隊の集団所有制を変えない、労働におうじた分配の原則を変えない、基本計算単位（生産隊）を変えない、の「三不変」と、播種計画の統一、役畜・農具の統一使用、労働力の統一的配置、計算分配の統一、の「四統一」という条件のもとに、各労働力に耕地を決

め、耕地に生産量を決め、超過生産には奨励を、減産には賠償を、という労働力による生産請負制である。

(3) 〔包産到戸〕・〔包乾到戸〕

〔包産到戸〕は、各農家を単位に生産量を請負う徹底した形態であるから、幾度か過去に批判され認められなかった。一般に作業班を単位にした請負〔包産到組〕を経てから〔包産到戸〕が出現した。

生産隊と農家の間で生産請負契約を結び、契約内容を期限どおりに履行する。契約には、請負者がどれだけの耕地と生産量を請負うか、生産隊がどのような条件を提供するか、生産物をどのように分配するかなどが記される。生産量を請負った部分は生産隊により統一的に計算分配され、超過生産あるいは減産の部分は、全額奨励・全額賠償でも比例奨励・比例賠償でもよい。

〔包産到戸〕の場合、請負った耕地の農作業は自分の計画でやればよいので、かつて生産隊長の指揮で共同労働をし、労働点数で報酬を計算し分配したのとは違って、農民の生産・分配方式の大きな変革を意味する。

〔包乾到戸〕の具体的なやり方は次のとおり。生産隊は耕地を農家の人数あるいは労働力数におうじて配分し、請負耕地について、①国への義務、すなわち租税と供出任務を保証し、②生産隊に社会福祉基金と生産蓄積基金を納めれば、③残りはすべて自分のもの、となる。〔包乾到戸〕になると、生産物分配はもはや面倒な計算をとまなう労働点数にもとづくのではない。これは、責任がはっきりし、利益が直接手に入り、手続きも簡単で、多く働けばそれだけ収入も多くなり、いわば労働と収入の関係が数量的に目に見えてくる。

この徹底した〔包乾到戸〕（および〔包産到戸〕）については、農業協同化以前の個人経営になったのでないか、あるいは「耕地を分割した個人経営」〔分田単幹〕に等しいのではないかと、との批判があった。しかし中国は、実情にもとづいて次のような見解をとる。〔包乾到戸〕の実行は、経営方式が集団経営から分戸経営に基本的に変わったが、それは土地公有制のうえに成立しており、農家は集団（生産隊）と請負関係を保ち、土地、大型農具、水利施設は集団により統一管理され使用され、国の計画的指導を受けている。さらに分配では、一定の公共留保をおこない、軍人遺家族、困難戸の生活に統一的にあてられ、また統一計画のもとに農地基本建設をおこなうところもある。それは分散経営と統一経営が結合しており、「二重経営」〔双層経営体制〕とよばれる。したがって、農業協同化以前の個人経営というようなものではなく、社会主義農業経済の構成部分である。

〔包産到戸〕と〔包乾到戸〕は、農民の責任・権利・利益を結合させている長所があるにしても、ほとんど無数に分散した経営（組織されなければ2億もの農家）は、集団の生産手段を合理的に利用するうえでも、分業と協業を進展させるうえでも不利であること勿論である。したがって、生産力の発展にとまって、さらに改善された生産責任制の形態に置きかえられるであろう。あるいは、生産の前方・後方関連分野における協同〔合作〕が求められ、実際に各種の経済連合をすでに生んでいる。

農業生産責任制のたどった軌跡は次のように概観できるだろう。

生産責任制のどのような形態を生産隊がとってきたのか、その変遷は第1図のとおりである。

第1図 農業生産責任制の軌跡

性質上	生産量に連動しない→生産量に連動する
地域上	貧困地区→中間地区→発達地区
形態上	包工（小段包工）→包産〔聯産到組（労）、包産到戸〕→包乾（包乾到戸）
産業上	播種業（狭義の農業）→林、牧、漁業→非農産業

(1)最初は生産量に連動・リンクしない〔定額包工〕が過半を占める優勢にあり、その比重は生産量に連動する各種の責任制が、あられ発展するにもなって、急速に低下している。(2)生産量に連動する責任制のうちでは、まず生産量を作業班で請負う形態である〔聯産到組〕が優勢であったが、次第に生産量を各労働力、各農家が請負う〔聯産到労〕、〔包産到戸〕の比重が高まって、前者は急速に減少・消滅する。まず認められた既存の制度を前提にし、抵抗の少ない形態から出発して、より徹底した形態にすすんでいることが判る。(3)幾たびも批判をあびてきた〔包産到戸〕は、1980、81年に急速に発展する（別の資料では、81年6月末の比重が16.9%である）。(4)最も徹底した、経営が自立し経営そのものを請負う〔包乾到戸〕は、一番おそく現れたが、すさまじい勢いで発展をとげ〔包産到戸〕にとって替わり、生産責任制のほとんど唯一の形態になってしまう（第1、第2表）。

互助協同化の過程を知る者からすると、この第1、第2の表は初級協同組合から高級協同組合へと一挙に突き進んだ過程を奇妙にも連想させる——ビデオテープの巻きもどしのように。協同化は一挙に進行し、協同組合の基礎や管理制度が整わないうちに、人民公社の成立となり、これ

第1表 生産責任制を実行した生産隊の比重 単位：（%）

項目	年度	1979	1980	1981	1982	1983
定額包工		55.7	39.0	16.5	5.1	—
聯産到組		24.9	23.6	10.8	2.1	—
聯産到労		3.1	8.6	15.8	12.6	—
包産到戸		1.0	9.4	7.1	4.9	—
包乾到戸		0.02	5.0	38.0	67.0	97.8

資料：原農牧漁業部社隊企業局、郭書田編「変革中的農村と農業」より。

第2表 生産責任制の実行状況

項目	1980年1月末		1981年6月末		1982年6月末		1983年12月末		1984年12月末	
	生産隊数 (個)	比重%	生産隊数 (個)	比重%	生産隊数 (個)	比重%	生産隊数 (個)	比重%	生産隊数 (個)	比重%
合計	4795900	100.0	5879778	100.0	6027940	100.0	5890200	100.0	5692000	100.0
一、責任制実行	4070402	84.8	5593693	95.1	5981133	99.2	5863000	99.5	5690000	99.9
(一) 包乾到戸	1087		661663	11.2	4040629	67.0	5764000	97.8	5630000	98.9
(二) 包産到戸	49267	100	994890	16.9	297517	4.9				
(三) 部分包産 包乾(到戸)	1289	...	12225	0.2	133901	2.2				
(四) 聯産到組	1195011	24.9	808465	13.7	128598	2.1				
(五) 聯産到労	151038	3.2	844004	14.4	759412	12.6				
(六) 專業承包	—	—	455820	7.8	292418	4.9				
(七) 定額包乾	2672710	55.7	1571283	26.7	310060	5.1				
(八) その他	—	—	245313	4.2	18598	0.4				
二、責任制未実行	725498	15.2	286085	4.9	46807	0.8	27200	0.5	2000	0.1

資料源：農業部計画司編：《農業経済資料》（1849—1983）；《中国農業年鑑・1984》同1985。

がまた急速に進んだ。今度は、人民公社の解体を準備した〔包産到戸〕と〔包乾到戸〕がさまざまな勢いで進行したわけである。

生産責任制は、前述のように「生産量に連動しない」から「生産量に連動する」に移行した。その内容からすれば、前者は〔包工〕であり、後者は〔包産〕から〔包乾〕へと進んだ。なお浜勝彦論文は、農業生産責任制の発展を解明した先駆的労作で教えられるところが多い。どんな仕事を請負うか、誰が請負うか、によって農業生産責任制の諸形態を構造図式にまとめている。これまでの説明を理解するのに便利であるから、拝借して第2図にかかげる。

第2図 農業生産責任制の構造図式

		誰が請負うか		
		作業班 (組)	農家 (戸)	個人 (人, 労)
どんな仕事を請負うか	作業を背負う (包工)	包工到組	包工到戸	包工到人 包工到労
	生産量を背負う (聯産) (包産)	聯産到組 包産到組	聯産到戸 包産到戸	聯産到労 包産到労
	経営を背負う (包乾)	包乾到組	包乾到戸	包乾到労

(出所) 浜 勝彦論文『社会主義下よみがえる家族経営』農山漁村文化協会所収。包乾の文字に修正

4 農村改革の劇的な展開

改革・開放政策への転換を告げた中国共産党第11期3中総会いごも、生産責任制を実施すると一般的に決めても、〔包産到戸〕を認めるのか認めないのか。これらの問題について共産党の内部では統一した認識が得られず、1978年末から1984年頃まで、農村改革は曲折をへて劇的に展開する。中国改革全書(大連出版社)の「農村改革巻」にもとづきながら、若干の補正を加えて記述する。

第1期, 1978年から1979年。この時期は、農村改革の政策が発足した時期で、共産党全体のなかでは農村改革の必要性について完全に一致したわけではなく、とくに〔包産到戸〕には従来どおり認めない方針が続いた。1978年12月の第11期3中総会で採択された《人民公社工作条例(試行草案)》には、農業生産責任制を回復しなければならない、と述べながら、明確に〔包産到戸〕を許さない、と指摘した。1979年4月の《農村工作問題についての座談会紀要》には、生産責任制の具体的方法は、当時の状況・条件にもとづき、社員の民主的討論によって決定し、画一を求めてはならない、としたが、〔包産到戸〕は「耕地を分割して個人経営にする〔分田単幹〕とは何んら区別がなく、一種の逆もどりだ」とした。この時期には、「三級所有制, 生産隊を基礎とする」という人民公社体制の安定(文化大革命期には提唱されながら、しばしば破壊された)の保持が、まず求められた。この時期にも、安徽省のように災害にあった農民を先頭に徹底した請負制を求めたが、党や政府は〔包産到戸〕を人民公社体制をおびやかす存在だ、と危険視する形で農村改

革は進んだ。

第2期，1979年前後。この時期には農村改革に突破口が開かれ始め〔包産到戸〕を禁止した政策にも穴がかけられる。1979年9月の第11期4中総会での「農業の発展は速める若干の問題についての決定」では、「ある種の副業生産で特殊な必要がある場合、および山間僻地で交通不便な単独世帯をのぞき、〔包産到戸〕を必要としない」と指摘した。この一句は、〔包産到戸〕にきびしい制限をつけ例外としてのみ認めている。そして「許さない」を「必要としない」と微妙に改訂している。〔包産到戸〕に開かれた穴は小さいが、一つの「突破」であり、拡大発展に向かう意味は大きい。これから〔包産到戸〕をキーにして農村改革は進展する。

第3期，1980～82年。〔包産到戸〕から〔包乾到戸〕へと発展する時期。1980年9月《農業生産責任制のいっそうの強化・改善についての諸問題》紀要には、生産責任制の形態が一つのモデルにこだわり、一刀のもとに切ってしまうのは良くない、と述べるとともに、〔包産到戸〕などの実施範囲を規定した。

「いわゆる辺ぴな山間地域や貧困でおくれた地域で、長い間『食糧は配給に、生産は貸付に、生活は救済にたよる』状況にある生産隊では、大衆が集団に信頼を失い、〔包産到戸〕を要求している場合には」大衆の要求を支持し、作業班の生産請負い〔包産到組〕をやっても〔包産到戸〕をやっても、各戸経営請負制〔包乾到戸〕をやってもよく、かなり長期に安定させなければならぬ」とした。紀要のなかでは、〔包産到戸〕を許す範囲が拡がり、政策がいっそう改善された。

この時期に、鄧小平「農村政策の問題について」（1980年5月）談話がある。「農村政策がゆるめられてから、包産到戸の実施に適しているところで実施されたが、すばらしい効果、急速な変化があらわれている。安徽省肥西県の大多数の生産隊では包産到戸を実施して、大幅な増産をみた。『鳳陽花鼓』に歌われる鳳陽県では、大多数の生産隊が全面請負制〔大包乾〕を実施したので、一年ですっかり変わり見違えるようになった。こういうやり方は集団経済に影響を及ぼしはしないかと心配する同志もいるが、そうした心配は無用であろう」。〔大包乾は、包乾到戸と包乾到組を指す、と思われる——杉野〕

この時期には、理論界で、また恐らく党中央のあいだで〔包産到戸〕にたいし激烈な論争が展開された。党中央は、調査班を農村に派遣して深く実情を理解するとともに、（包産到戸が個人経営への逆もどりが否か、両極分化をもたらすか否か、農民の私心をいっそう強めるか否か）、社会主義の将来に影響を及ぼすものか、を理論的に明らかにした。そして最終的に、農村改革の選択をあくまでも農業生産と農民生活の向上から捉え、実践によって真理を検証する態度を確認した。

この期間に〔包産到戸〕が発展するが、1981年になると〔包乾到戸〕に転化し、後者がすさまじい勢いで圧倒していく。

第4期，1982年。この時期には、党中央は十分な調査と論証をへて、〔包産到戸〕と〔包乾到戸〕の有効性と実施可能性を認識し、これらを積極的に普及させる。まず1982年の第1号文献で包産到戸の威力を十分に肯定した。この年に召集された省・市・自治区の農業管理者の座談会では、多くの形態のうち、農家の生産量に連動する請負制〔家庭聯産承包制〕が、ますます主要な形態となり、今後なお発展する。それは、一部の地区から、ほとんどすべての先進地区にまで発展し、閉塞することはもはやない、と指摘した。

第5期，1982～84年。この時期には〔包乾到戸〕が全面的に展開される。1982年の第1号文献には、5年の実践をへて包産到戸，包乾到戸の政策が全国，全党の上下で一致した賛同を得て、完全に足元を固め、理論上でも「左」よりの束縛を徹底的に突破した、と。翌1983年1月の第1号文献は〔家庭聯産承包責任制〕を全面的に徹底的に肯定して次のように指摘した。「第11期3中総会いらい、農村には多くの重大な変化が生じた。そのうち最も影響の深いのは、多くの農業生産責任制をひろく実行したこと、〔聯産承包制〕がますます主要な形態となったことである。〔聯産承包制〕は、統一経営と分散経営とを結合する原則をとり、集団の優越性と各農家個人の積極性を同時に発揮させることができる」。この時期から、〔包産到戸〕、〔包乾到戸〕が、中国の全農村を席卷し農村改革は新たな発展の段階に入った。

5 人民公社の解体——農村改革第二段階の準備

前章に1978年ころから1984年までの農村改革の劇的な展開をみた。〔包産到戸〕を認めるか否かの激論をへたのち、〔包産到戸〕が公認されるや、農村改革は一挙に〔包乾到戸〕という徹底した形態をとって奔流のように突き進んだ。これにより、人民公社は事実上、維持することは不可能になり、すでに進められてきた人民公社の「行政と経済の分離」と一緒になって、人民公社の解体（中国では解体の用語を用いないようだが）が84年末ないし85年前半に完了する。本稿では、これを農村改革の第二段階のなかの準備過程として叙述する。

(1) 請負期間の延長

各戸生産請負制や各戸経営請負制が出現しても、土地の請負期間を長く固定するのでなければ安定した経営はできない。そこで「土地の請負期間を延長し、一般に15年以上とするべきである」と規定された。《1984年の農村工作にかんする通知》。また「農民の土地にたいする投資は合理的に補償するべきである。……たとえば土地の等級を算定し、地価を算定し、土地使用権の移転にあたり、投資を補償する場合の参考にする。収奪経営または地力の低下にたいしても合理的な賠償方法を定めるべきである。荒らし作りや耕作放棄の土地は集団がすみやかに回収しなければならない」とある。これらは農村に発生する多くの問題にたいする対策・措置を現している。

この文書には〔專業戸〕（農業・牧畜・副業・商業・運輸業などの特定の業種を専門に経営する農家）の出現を指摘し、商品生産や技術改善の先頭に立つ、この〔新生事物〕に注目している。

(2) 專業戸・重点戸と経済連合

旧来の人民公社体制のもとでは、播種業・漁業・副業・牧畜・林業の結合や多角経営が主張され、食糧を綱（かなめ）とする全面的発展を強調したので、專業戸は発展していない。農家を単位として生産量に連動する責任制の確立と多角経営の展開にともない、大量の專業戸が出現した、と1983年の第1号文献は指摘している。「これらは始めから商品生産者として出現し、経済効率を追求し、分散した資金と労働力を十分に利用して、農村における各分野の『やり手』の役割を發揮し、生産の專業的分業を多様な経済連合を促進している」。こうした專業戸が各地に発展を

とげ、いくつかの專業村、專業郷もあらわれ、いくつかの專業市場がひらかれた。さらには、このような〔專業戶〕に準じた〔重点戶〕も出現した。〔重点戶〕は、農業生産に従事し、同時にいくつかのその他専門的な生産をおこなう兼業農家である。播種業または特定の業種に重点をおいた経営をおこない、労働生産性や商品化率では專業戶より低い、一般農家よりは高い。

このような專業戶の発展と生産量に連動する請負制の確立にともなう、農村には多種の形態、多層の經濟連合が生まれた。各戶經營請負制は、農民自身の希望により成立したのだが、1983年末、600万個近い生産隊に参加した1億8000万戶の農家のほとんどが独自の經營をめざすなら大変なことになる。まさしく零細で分散的な1億8000万戶もの經營は、あくまで自発性のもとで何んらかの連合が必要とされる。

こうして、農民の間の連合もあれば、農民・集団經濟單位・国有企業の連合もあり、地域ごとの連合もあれば、いくつかの地域にまたがる連合も生まれた。労働の連合もあれば、資金または資源の連合もある。生産面での連合あるいは生産過程の一部の環節の連合もあれば、「生産の前方関連・後方関連」——購買・販売・加工・貯蔵・輸送・技術・情報・サービス・金融など——分野での連合もある。1983年の第1号文献には、生産面だけでなく、購買・販売・輸送などの連合を肯定し、「いかなる經濟連合であっても、勤労者間の自発性・相互利益の原則を守り、国の計画的指導を受け、〈労働におうじた分配〉、あるいは労働におうじた分配を主とし、同時に一定比率での〈出資金におうじた分配〉をおこなうならば、これらはすべて社会主義的性格の協同經濟にぞくする」とある。

(3) 人民公社制度の終結

農村人民公社の制度は、大規模な水利建設や農地基本建設をおこない、農村に工業・副業などを発展させる面で、またぼう大な農村人口に雇用機会を与える面で、積極的役割を果たしてきた（人民公社が解体することになり、零細な分散した各戶經營請負制では、たとえば「我田引水」にふたたびもどり水利施設が一時には荒廃した。また人民公社の公社と生産大隊のクラスに生まれた〔社隊企業〕は、新生の〔郷鎮企業〕に基礎を提供することになった）。

しかし、人民公社は行政機構と經濟組織との合体〔政社合一〕の体制をとったので、經濟活動への行政的干渉が生じがちで、幹部の勝手気ままな指揮がとられたことも加わり、農民大衆の生産意欲をくじいた。さらに、農村の基層幹部が經濟活動に没頭すると、基層政權の活動を弱めることにもなっていた。

ところで、農村に家庭を單位にした請負制が実行され、集団から自立する分散した各戶經營請負制〔包乾到戶〕が盛んになると、〔三級所有制〕と〔政社合一〕の体制をとる人民公社は、もはやそのままでは維持できなくなる。

人民公社の行政機構と經濟組織を分離する〔政社分設〕は1980年に四川省で試行したが、中共中央は1983年第1号文献でこう述べた。「政社合一の体制は、一步一步準備を整えて政社分設に改める。準備の整ったものから逐次改めていくべきである。政社分設以前の段階では、人民公社の各級は担うべき行政機能をきちんと担当し、正常な行政活動を保証しなければならない。政社分設の後に基層（末端）の行政組織を憲法にもとづいて確立する」。

政社分設の利点は次のようである。

① 集団経済組織の経営自主権に有利

経済改革の目標の一つは、各種の経済組織の自主権を拡大することにある。農村の集団経済組織は、国有企業よりも大きい経営自主権と自らの物質的利益を持つべきで、こうしてこそ勤労人民の積極性を十分に引きだし、経営管理を改善し、経済効果をあげることができる。

人民公社の政社合一体制では、行政的干与が多すぎ、経済採算を正しくとりにくくなりがちであった。四川省の某人民公社の例では、政府部門から毎年割り当てられる無償の労働任務が総労働量の約10%を占め、人民公社も常に生産隊の労働力と資金を無償で調達し、その生産や収益分配にも干与していた。

② 農村経済の専門化、社会化に有利

1980年代に入ってから、農村経済はほとんど単一の食糧生産から多角経営、全面的発展、農業生産の専門にもとづく分業化にかわってきており、商品化率も高まり、農村経済組織の活動も行政区画の枠をこえるようになってきた。

たとえば、都市の工場との経済的交易も日増しに増えて、行政区画をこえた経済連合組織、たとえば農工商連合公司（会社）や種子・植物保護・農業技術・農業機械などの専門会社があらわれ、これまでの行政管轄範囲と経済活動範囲も異なってきた。こうした状況のもとで、人民公社の政社合一体制をつづけることは、生産発展にも明らかにマイナスとなるのであった。

③ 効果的な経済管理に有利

政社合一の人民公社では、機構が大きく複雑で、幹部の兼職が多く、経済管理に精力を集中するのがむずかしい。同時に、政府幹部に属する人民公社の幹部は、国から賃金をもらうこともあって、経済面での責任感が薄れ、積極性を発揮しにくくなりがちである。党・政府、企業が一体化しており、少数の幹部が何んでも管理しなければならず、厳格な責任ある管理体制をつくるのが困難であった。

政社分離いご、地方政府としての郷は、主として計画・財政・銀行貸付・物価などの経済手段で末端組織に監督と指導をおこない、生産や経営管理は農村の末端経済組織が自主的におこなう。

④ 基層政権の強化に有利

農村で生産責任制が実施され農民の積極性が発揮されるが、農民は商品経済、市場経済の荒波で動くことになるので、農村における紛糾の調停、治安維持、税収管理、村落の公共事業建設などの任務がいっそう重くなってくる。この意味で基層政権の強化が必要になってくる。政社分離後には、郷政府と村民委員会が政権維持と行政管理に力を集中することができる。

(4) 人民公社改革・解体の顛末^{てんまつ}

① 人民公社を改めて、単純な経済組織にし、もはや農村の基層政権単位ではなくし、その職務は新たに成立した郷政府によって行使する。〔人民公社〕の名称は、一部地域では保留しており、ある地域ではもう保留しない。

② ある地域では、行政機構としての生産大隊を廃止し、〔村民委員会〕が成立して、その居住地域の公共事務や公益事業などを担当する。またある地域では、生産大隊を基礎にした地区性経済組織を設立しているところもある。

③ もともと基本計算単位をなしていた生産隊は、独立自主で自己の負担で経営する集団経済

組織に改める。生産隊の名称を、〔農業生産合作社〕に改めたところもあるが、今では一般に〔村民小組〕と呼ばれる。

④ これらの改革を経たのち、公社（あるいは他の名称）は経済組織として、その他の経済組織との関係が、もはや過去の生産大隊、生産隊のように、上級と下級の行政的従属関係ではなく、平等互恵、等価交換を基礎とする経済交流関係となっている。

人民公社の「政社合一」と「生産隊を基礎にした三級所有制」の体制を改めて、政社を分離し、郷政府を設立する事業は順調に進んだ。関係部門は1985年6月、この事業がすべてすでに完了したことを公布した。改革前に5万6千余あった人民公社は、政社の分離後に9万余の郷、鎮政府となった。もとの生産大隊に相当するものとして〔村民委員会〕が設立され、もとの生産隊に相当するものは、基層組織ではなく、一般に〔村民小組〕と呼ばれている。

『中国統計摘要』1985年版と86年版は、政社分離、分設の過程をよく現している。前者には、郷政府と人民公社が分離したところと未分離のところがある過渡的狀態を示している。後者では人民公社がなくなっている（第3、4表）。

第3表 農村郷社組織状況（1984年末）

(一) 郷社分離したもの（個数）	
郷（鎮）政府	91,171
村民委員会	926,439
経済組織の人民公社	28,218
(二) 郷社未分離のもの	
農村人民公社数（個）	249
生産大隊数（個）	7,046
生産隊数（万個）	12.8

第3図 人民公社解体前後の農村組織

（公社解体前 82年末）		（公社解体後 93年末）	
人民公社	（5.4万人）	郷・鎮政府	（4.8万）
生産大隊	（71.9万人）	村民委員会	（80.2万人）
生産隊	（597.7万）	村民小組	（600万余）
農家	（1.82億戸）	農家	（2.30億戸）
農民	（8.28億人）	農民	（9.13億人）

第4表 全国農村基層組織状況（1985年）

農村郷鎮	（個数）
1. 郷政府	83,182
2. 鎮政府	7,956
3. 村民委員会	940,617

（出所）『中国統計摘要』1985、1986年

なお「人民公社解体前後の農村組織」（数量的にも表現されている）を、借用し一部手直しして第3図に示す（白石和良論文、「いま中国を知りたい」『現代農業』1995年増刊）。

1982年12月に採択の《中華人民共和國憲法》は次のように規定した。「省、直轄市に県、市、郷、民族郷、鎮の人民代表大会および人民政府をおく」。「郷、民族郷および鎮の人民政府は、同級の人民代表大会の決議ならびに上級の国家行政機関の決定および命令を執行し、その行政区域内の行政活動を管理する」。「都市および農村の住民居住地ごとに設けられた住民委員会または村民委員会は、基層の大衆的自治組織である」。（第95、107、111条）。

6 農村改革の第二の歴史的段階

(1) 農村改革は1985年からいっそう深まり第二段階に入る。農村経済をいっそう活性化させる

85年の第一号文献によって、中国農村の商品流通体制を30余年支配してきた農産物の統一買付・割当て買付制度を改革し、商品経済のいっそうの発展を推進させた。翌86年の第一号文献では、流通体制と協同体制を改善し、農村産業構造の調整を強調し、郷鎮企業の振興など都市と農村の改革が合流された後の各方面の経済関係を解決することを提起した。

(2) 1985年の第1号文献には、農村経済をさらに活性化させる10の政策措置を述べている。①(1953年いらいの食糧・綿花の)統一買付・統一販売制度を改革する。②農村の産業構造の調整を援助する。③山区・林区の政策をいっそう緩和する。④交通事業を積極的に振興する。⑤郷鎮企業にたいして貸付、租税における優遇措置を実行する。農民が鉱業その他開発性の事業を発展させるのを支援する。⑥技術移転と人材の流動を奨励する。⑦農村の金融政策を緩和し、資金融通の効率を高める。⑧自発性と相互利益の原則と商品経済の要求にもとづいて、農村合作(協同)制を積極的に発展させ完備する。⑨都市と農村の経済交流をいっそう拡大し、小城鎮(小さい都市と町)建設にたいする指導を強める。⑩対外経済、技術交流を発展させる。

とくに①は、食糧・綿花の統一買付制度を廃止し、契約買付制度に改める重要な措置である。農民は契約量以外の食糧・綿花を自由市場で販売できるようになり、30数年続いた食糧・綿花の統一買付制度が廃止になった。また豚肉、水産物および大中都市・工鉱区の野菜も次第に割当て買付が廃止されることになった。こうした統一買付や割当て買付は、まったく指令性計画と行政手段にたより、価値法則と市場調節を無視し、商品生産を制限し商品流通を阻害し続けてきたのであるから、この廃止の意義は大きい。このほか⑤⑦など、農村の金融信用、租税制度を改革して、都市・農村の経済技術交流をいっそう拡大し、農村における産業構造の調整と商品生産の発展を促進するものであった(李徳彬「中華人民共和国経済史簡編」湖南人民出版社)。

農村における経済改革は、こうして古い体制を打ち破るばかりでなく、新しい体制を樹立する必要がある。新しい流通体制と協同体制を完備し、産業構造を調整するには多くの課題がある。翌年86年には、農村活動にかんする新たな部署配置のいくつかを第1号文献が示した。

まず食糧の統一買付け(日本の供出制に相当)を契約買付けに変えることは、食糧買付制度の重大な改革であるから、農民の食糧生産意欲を保全し売渡しを奨励するため、契約買付量を適当に減らし、市場における協議価格買付けの割合を増やすとともに、売渡し契約をした農民に奨励するため、一定量の化学肥料を公定価格で供給し、また優先的に融資をするなどが必要である。

統一買付け制度の廃止後は、農産物は多くの流通経路を通じて流通する。国営商業は改革の歩調を速め、流通経費が高すぎるという問題を解決し、市場メカニズムによる調節に積極的に加わり、需要と供給を均衡させるのに役立てなければならない。個別のまた連合した農民も流通経路に入ることができる。

農村における商品生産の発展は、生産サービスの社会化を求めるようになった。各地では幾つかの商品集中産地とくに輸出商品生産基地、生鮮食品集中産地、家内工業集中産地を選択し、農民の要求にもとづいて優良種子、技術、加工、貯蔵、輸送、販売などの系統的サービスを提供するようにし、サービスを通して徐々に専門的な協同組織を発展させるようにする。

このような地域的な協同経済の設立には、家族請負制のもたらした統一経営と分散経営が結合した二重経営体制をさらに整備しなければならない。

購買販買協同組合は、大量の農産物買付けおよび生産・消費手段を供給する重大な任務を担っている。農民の商品経済発展の要求に応じるため、これを徹底的に農民大衆の協同組合商業に改革する必要がある。

1986年第1号文献は、「農村工業が発展しないと余剰労働力は行き場がなく、工業で農業を補うこともできないし、反対に、農村・農業部門から絶えず増え続ける食品と原料を提供しなければ、農村工業も発展し続けることは難しい」として、郷鎮企業の発展に注目している。郷鎮企業の設立は、人民公社の時期の社隊企業——公社および生産大隊が経営する——に基礎をおき、中国において農村の耕地が限られ、労働力が多すぎ、資金が不足するという困難を克服し、また新しい都市・農村関係を打ちたてるための効果的な方途を探し当てたのである。

1985年9月、第7次5カ年計画の策定にさいし、「郷鎮企業の発展は、中国の農村経済振興のため是非とも通らなければならない道である。……総じて郷鎮企業の経営は、農村に立脚し、農業に奉仕し、農産物の加工業や農産物の貯蔵・輸送・供給・販売など生産前方・後方のサービス業の発展に重点をおくべきである」と位置づけられた。郷鎮企業の業種内容としては、上述のようなもののほか、「小型採掘業、小型水力発電、建材工業」や経済の発達した地区の農村における「大工業の補助設備と輸出のための加工工業」をあげており、近年、後者の役割が顕著である。

郷鎮企業が、労働力吸収および工業生産額で、いかに大きい比重を占めているかを見よう。1993年の都市国有企業の就業者1億928万人（全就業総数の18.1%）、都市の集団所有制企業の3393万人（5.6%）に比べ、郷鎮企業は1億2345万人（20.5%）となっている。また、1993年の郷鎮企業の工業生産額は2兆3447億元で工業総生産額の実に44.5%を占めるにいたっている（「中国統計年鑑」1994年版）。また、所得効果や財源の乏しい郷村財政への貢献度も年々高まっており、最近では輸出や委託加工貿易を通じて外貨獲得にも貢献している。郷鎮企業の93年における輸出商品供給総額は1900億元に達し、輸出総額の36.0%に相当し、海外直接投資も年々増加し、90年末で100社以上が海外に工場を設立している、という（小林熙直稿『開かれる中国』ジェットロ、所収）。

こういう次第で、農村改革の第一段階は生産責任制＝請負制の形態をとって劇的に展開されたのであった。〔包産到戸〕を認めるか否かで大変な論争があったが、〔包産到戸〕にゴーサインが出されると一転して〔包乾到戸〕への奔流となった。国家に農業税を納め集団への分を留保すれば、残った部分はみな農民のものになる、という〔包乾到戸〕は農民にとっていっそう魅力的であった。〔包乾到戸〕は人民公社の解体を直接に準備し促進した、といえる。鄧小平が1980年に〔包産到戸〕や「全面請負制」〔大包乾〕にゴーサインを出したのは、①機械化の水準を高め、②管理水準を高め、③多角経営を発展させ、專業作業組や專業生産隊をつくり、農村の商品経済を大いに発展させる。④集団の収入をふやし、しかも全収入に占めるその割合を大きくする、の4条件で高水準の集団化をきざくことが前提であった。③は專業戸の発展であるが、①の機械化水準の向上は、進まなかったであろう。だが、農村改革の第二段階は、先に見たように思いもかけなかった発展をとげ、人民公社の解体をみた農村では突如として郷鎮企業（社隊企業が変身した）が別動隊として出現して商品経済の発展と所得の向上に大いに貢献した。

のちに鄧小平は、いわゆる南巡講話で当時を回顧している。「1981、82、83の3年間、改革は主に農村で行われ、1984年、重点は都市改革に移された。経済が比較的速く発展したのは、1984

年から88年までであった。この5年間に、まず農村の改革によって多くの変化をもたらされた。農作物が大幅に増産され、農民の収入は大幅に増加し、郷鎮企業が別動隊のように出現した〔異軍突起〕。広汎な農民の購買力が増え、大量の住宅が新築されただけでなく、自転車、ミシン、ラジオ、腕時計の〈四種の神器〉と若干の高級消費財が普通の農民家庭に入った。農産物、副業生産物の増加、農村市場の拡大、農村余剰労働力の移転はまた、工業の発展を力強く促した。」

包産到戸の進展、さらに包乾到戸に姿を変えての奔流、という顕著な姿をとって第一段階が進んだ農村改革は、1985年から、いわば第二段階として、人民公社の実質的・制度的解体をふくめて、このような内容で深く進行していたのだ。この頃から、海外では農村改革は効果をも挙げていくことができないとの評価が拡がり、とくに1989年のいわゆる天安門事件いご停滞・後退したという評価が表面がち多かったが、実際には事態はこのように進展していたことだけを述べておく。

（1995年11月脱稿）